

国直轄事業負担金制度の見直しにかかる指定都市市長会緊急意見

本日開催された直轄事業負担金制度等に関するワーキングチームの会合に、国土交通省から提出された資料において、来年度以降廃止する予定の維持管理費のうち、「修繕」に要する部分については、「負担金の対象とすべき」等の方針が示された。

指定都市市長会はこれまで、

- (1) 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、国直轄事業負担金を廃止すること。

また、役割分担の見直しにより、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること。

- (2) 特に、維持管理費については、本来の管理者である国が全額負担すべきであり、地方負担は直ちに廃止すべきである。このため、平成22年度予算の概算要求は、維持管理費負担金の廃止を前提としたものであること。

など、国直轄事業負担金制度について改善を求めるとともに、国と地方の役割分担の見直しを行った上で制度を廃止することを再三にわたり主張してきた。

民主党の政権公約においても、同制度については、「制度を廃止し、地方の負担をなくします。また、廃止により、各自治体に交付する地方交付税の額が減らないよう措置します。」とされ、指定都市市長会としても非常に高く評価し、期待してきたところである。

しかしながら今回示された方針が採用されるならば、これまで地域主権の確立に向け鋭意取り組まれてきた政府の方針に水を差すものであり、地方の期待を大きく裏切るものとなると言わざるを得ない。

修繕を含む維持管理費全額と事業の実施に直接必要とならない経費、国庫補助事業の補助対象と均衡を欠く部分については、平成22年度から全額を国庫負担とするよう改めて強く要請する。

また、ワーキングチームにおいては、「22年度予算における方針及び工程表（素案）については、取りまとめ後速やかに地方と意見交換」を行うこととされているが、都道府県と同様、国直轄事業負担金を負担している指定都市の意見も聞いた上で、ワーキングチームの取りまとめを行うとともに、政府としての方針を決定する際にも、指定都市の意見を十分に反映するよう求めるところである。

平成21年12月2日
指定都市市長会